

議第90号

高島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

---

高島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高島市職員の給与に関する条例(平成17年高島市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「414,800円」を「415,600円」に改め、同項第2号中「50,800円」を「51,100円」に改める。

第25条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100)」を「100分の105)」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

(高島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 高島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年高島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第3項および第4項を次のように改める。

第3項および第4項 削除

(高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年高島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第4項の見出しを削り、同項から第7項までを次のように改める。

第4項から第7項まで 削除

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（高島市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項および第3項ならびに第28条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当および勤勉手当に関する特例措置)

- 4 保育所、認定こども園その他施設に勤務し、かつ、保育士資格または幼

稚園教諭免許を有する職員（次項において「保育士等職員」という。）に対して令和5年12月8日に支給する期末手当および勤勉手当については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育士等職員に対する第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。
- (2) 保育士等職員の定年前再任用短時間勤務職員に対する第25条第3項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の70」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」とする。
- (3) 保育士等職員に対する第28条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の105」とあるのは「100分の100」と、「100分の125」とあるのは「100分の120」とする。
- (4) 保育士等職員の定年前再任用短時間勤務職員に対する第28条第2項第2号の規定の適用については、同号中「100分の50」とあるのは「100分の45」と、「100分の60」とあるのは「100分の55」とする。